

令和8(2026)年度
「女性×ものづくり企業」
エンパワーメントモデル事業
プロモーション支援補助金
【募集案内】

● 申請書類の受付期間

令和8(2026)年5月11日(月)から6月10日(水)

● 申請書類の提出先・問い合わせ先

栃木県 産業労働観光部 産業政策課 次世代産業創造室(産業戦略チーム)

〔住所〕〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20(県庁本館6階南側)

〔電話〕028-623-3203 〔メール〕sangyoshinko@pref.tochigi.lg.jp

1 補助金の目的

女性が活躍しやすい職場づくりを進める県内企業の取組を可視化・発信し、企業の魅力向上と女性人材の参入促進を図ることを目的としています。働きやすい職場環境の整備や女性の職域拡大に向けた先進事例を広く共有するとともに、企業自らがホームページ等を活用して強みを効果的にPRできるよう支援することで、県内企業の認知度向上と人材確保の促進につなげることを目指します。

2 補助対象者

県内に事業所を有する製造業を営む中小企業（みなし大企業を除く）。

※ただし、次に掲げる者を除きます。

- ①暴力団（栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は役員等が暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）である
- ②役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている
- ③役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している
- ⑤国税及び地方税を滞納している

3 補助対象事業

補助対象者が実施する、女性が活躍しやすい職場づくりや働きやすい環境の整備、女性の職域拡大に向けた先進的な取組事例等を発信する事業

4 補助対象経費等

(1) 補助対象経費

次表掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとします。

経費区分	内容
専門家経費	事業の実施に必要な専門家による助言、指導、企画支援等に係る謝金、旅費 ※1 補助対象事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合は、兼業・副業、フリーランス等の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費の経費を補助対象とすることができます。 ※2 上限額は補助対象経費総額（税抜き）の2分の1です。 ※3 旅費の算定については、「職員等の旅費に関する条例」に準ずるものとします。 ※4 申請時に活用した事業計画書作成支援者は、専門家経費の補助対象外とします。

<p>ウェブサイト・コンテンツ制作等経費</p>	<p>働きやすい職場環境や女性の職域拡大に関する先進事例を発信するために必要なウェブサイトの新規制作、既存ウェブサイトの改修、記事・動画・ロゴ・イラスト等のコンテンツ制作に係る経費</p> <p>※1 補助対象事業と関係のない自社の製品・サービス等の広報・PRを目的とするウェブサイト・コンテンツ制作に係る経費は対象外です。</p> <p>※2 補助対象とする経費は、補助対象事業実施期間内における役務の提供に限ります。(契約等の関係により、契約(利用)期間が補助対象事業を超過する場合は、契約(利用)に必要な費用の合計額に契約(利用)期間における補助対象事業実施期間の割合を乗じた額を補助対象額とします。)</p> <table border="1" data-bbox="435 678 1367 1025"> <thead> <tr> <th data-bbox="435 678 901 730">対象となる経費例</th> <th data-bbox="901 678 1367 730">対象とならない経費例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="435 730 901 1025"> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイト作成や更新に係る経費 ・動画やロゴ、イラスト等のコンテンツ制作に係る経費 ・SNS広告、運用代行費 </td> <td data-bbox="901 730 1367 1025"> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業期間内に公開に至らなかった動画・ホームページ・ランディングページに係る経費 ・有料配信する動画の制作費 ・家庭及び一般事務用ソフトウェア費 </td> </tr> </tbody> </table>	対象となる経費例	対象とならない経費例	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイト作成や更新に係る経費 ・動画やロゴ、イラスト等のコンテンツ制作に係る経費 ・SNS広告、運用代行費 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業期間内に公開に至らなかった動画・ホームページ・ランディングページに係る経費 ・有料配信する動画の制作費 ・家庭及び一般事務用ソフトウェア費
対象となる経費例	対象とならない経費例				
<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイト作成や更新に係る経費 ・動画やロゴ、イラスト等のコンテンツ制作に係る経費 ・SNS広告、運用代行費 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業期間内に公開に至らなかった動画・ホームページ・ランディングページに係る経費 ・有料配信する動画の制作費 ・家庭及び一般事務用ソフトウェア費 				
<p>広告宣伝費</p>	<p>デジタル広告やパンフレット等による周知・広報に係る経費</p> <p>※1 補助対象事業と関係のない自社の製品・サービス等の広報・PRを目的とする広報宣伝費は対象外です。</p> <p>※2 上限額は補助対象経費総額(税抜き)の2分の1です。</p> <p>※3 補助対象とする経費は、補助対象事業実施期間内における役務の提供に限ります。(契約等の関係により、契約(利用)期間が補助対象事業を超過する場合は、契約(利用)に必要な費用の合計額に契約(利用)期間における補助対象事業実施期間の割合を乗じた額を補助対象額とします。)</p> <p>※4 配布物は、補助対象事業終了までに使用した分のみが補助対象となります。(します。)</p> <table border="1" data-bbox="435 1615 1367 1861"> <thead> <tr> <th data-bbox="435 1615 901 1666">対象となる経費例</th> <th data-bbox="901 1615 1367 1666">対象とならない経費例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="435 1666 901 1861"> <ul style="list-style-type: none"> ・広告、パンフレット等の作成に係るデザイン費、印刷費等外注費 ・デジタル広告、デジタルサイネージ等への広告掲載費 </td> <td data-bbox="901 1666 1367 1861"> <ul style="list-style-type: none"> ・試供品等 ・パンフレット等配布物のうち未配布・未使用分の経費 ・補助事業期間外の広告掲載費 </td> </tr> </tbody> </table>	対象となる経費例	対象とならない経費例	<ul style="list-style-type: none"> ・広告、パンフレット等の作成に係るデザイン費、印刷費等外注費 ・デジタル広告、デジタルサイネージ等への広告掲載費 	<ul style="list-style-type: none"> ・試供品等 ・パンフレット等配布物のうち未配布・未使用分の経費 ・補助事業期間外の広告掲載費
対象となる経費例	対象とならない経費例				
<ul style="list-style-type: none"> ・広告、パンフレット等の作成に係るデザイン費、印刷費等外注費 ・デジタル広告、デジタルサイネージ等への広告掲載費 	<ul style="list-style-type: none"> ・試供品等 ・パンフレット等配布物のうち未配布・未使用分の経費 ・補助事業期間外の広告掲載費 				
<p>その他の経費</p>	<p>上記に掲げるもののほか、補助対象事業の目的達成に必要と認められる経費で、知事が適当と認めるもの</p>				

<経費に関する留意事項>

- 1 消費税及び地方消費税は助成対象外となります。
- 2 補助対象となるのは、交付決定日以降に発注又は契約した経費となります。

(2) 補助対象期間

交付決定日から令和9(2027)年2月12日(金)まで

(3) 補助限度額・補助率

50万円以内(千円未満切り捨て)・補助対象経費の2/3以内

5 補助金の応募

(1) 提出書類

① 補助事業計画書 **様式第2**

② 補助事業収支予算書 **様式第3**

※金額の根拠が分かる見積書等を添付してください。

③ 企業概要・パンフレット

(2) 提出方法

下記提出先〔メールアドレス〕宛てに電子データを送付してください。

(3) 提出先(問合せ先)

栃木県 産業労働観光部 産業政策課 次世代産業創造室(産業戦略チーム)

〔住所〕〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20(県庁本館6階 南側)

〔電話〕028-623-3203 〔メールアドレス〕sangyoshinko@pref.tochigi.lg.jp

6 受付期間

令和8(2026)年5月11日(月)から6月10日(水)17時まで

7 補助金の交付決定

県が設置する審査会における書面審査の結果に基づき、補助対象者を採択します。

審査は、別表「女性×ものづくり企業」エンパワーメントモデル事業プロモーション支援補助金に係る事業計画評価票」の評価基準に基づき行います。

なお、令和6・7年度に実施した「女性×ものづくり企業」エンパワーメントモデル事業」に採択され、支援が終了した企業については、補助対象事業の審査に当たり、内容に応じて加点を行います。

また、審査結果については、審査後、速やかに申請者宛て通知するとともに、採択された者の名称等を栃木県ホームページに掲載します。

採択された事業者は、別途指定する日までに、下記書類を提出してください。

- ① 「女性×ものづくり企業」エンパワーメントモデル事業プロモーション支援補助金
交付申請書 **様式第1**

8 補助事業者の責務

本補助金の交付決定を受けた場合は、次の条件を守らなければなりません。

- ① 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更をする場合は、知事の承認を受けること。
- ② 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- ③ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

9 実績報告

(1) 提出書類

- ① 「女性×ものづくり企業」エンパワーメントモデル事業プロモーション支援補助金実績報告書 様式第9
- ② 補助事業実績書 様式第10
- ③ 補助事業収支決算書 様式第11
- ④ 補助事業支出明細書 様式第12
- ⑤ 補助事業の実施状況が分かる資料（写真、HP画面、SNS画面等）
- ⑥ 補助対象経費の支出が確認できる書類の写し（納品書・請求書等）

(2) 提出方法

各1部 電子データを送付

(3) 提出時期

補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9(2027)年2月26日(金)のいずれか早い日までに提出してください。

10 その他

(1) 補助金の支払

補助金は実績報告に係る完了検査合格後の概算払いとし、交付決定通知書の写しを添付して「女性×ものづくり企業」エンパワーメントモデル事業プロモーション支援補助金交付請求書(様式第14)」を提出していただきます。

※国の交付金を財源の一部としているため、国の交付金額が確定した後に、県補助金の交付額を確定します。

(2) 他の補助制度との併用禁止

補助対象経費に対し、国又は他の地方公共団体から補助金、助成金等の補助を受けている場合は、この補助金の交付対象になりません。

(3) 帳簿の備付等

補助事業に係る経費の収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。

別表

「女性×ものづくり企業」エンパワーメントモデル事業
プロモーション支援補助金に係る事業計画評価票

- 1 評価項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（5名）が採点する。
- 2 各選定委員による評価の合計点が、配点の6割未満の場合は、当該申請者を採択候補者としな
い。

評価項目		評価内容	配点
ア	事業の目的・内容	事業の目的や内容が明確であるか。	5点
イ	県内企業への普及可能性	事業実施により、本県製造業における女性の職域拡大や女性が働きやすい職場環境の整備促進に寄与すると認められるか。	15点
ウ	事業計画の妥当性	実施・管理体制やスケジュールが適切かつ実現可能であるか。	5点
エ	事業経費の妥当性	事業に要する経費の内容が、事業計画に照らして妥当であり、効率的かつ適正な執行が見込まれるか。	5点
計			30点
加点項目：過年度モデル企業 過去に「女性×ものづくり企業」エンパワーメントモデル事業」に採択され、支援が終了した企業であるか。			3点
合計点			33点